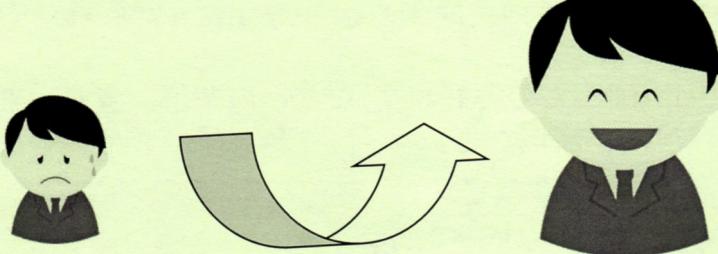


# 行政・法律同時特設相談会

(相談はすべて無料です)

相続や相続税、遺言書、借地(借家)、成年後見、土地の境界、金銭債務、社会保険、建物修繕、行政上などの問題でお困りのことはありませんか。

なんとなく、もやもやっとしていたことを、スッキリ! 解決させてください。



とき 7月7日(土)午前10時~午後4時

(正午から午後1時まで除く)

ところ 秦野市保健福祉センター(秦野市緑町16-3)  
1階 健診諸室ほか

申し込み 6月15日(金)から

市役所市民相談人権課窓口(教育庁舎1階)と電話で受け付けします。電話(82)5128

※各相談には定員があります。(申し込み先着順)

受付時間は、午前8時30分~午後5時  
(正午から午後1時までと土・日・祝日は除く)

【問い合わせ 市役所市民相談人権課 ☎(82)5128】

## 相談できる主な内容

テレビで見たり、インターネットで調べてみたけど、ホントは、何が正しいのかな???

- ・不動産の相続、売買、会社設立などの登記（「田舎の実家が登記されず空家のまま」など）
- ・金銭の貸借に関する事（サラ金、ローンなどの多重債務の整理、自己破産、少額訴訟の手続きなど）
- ・相続（遺産分割、遺言書、「家を相続する人がいない」など）の手続きなど
- ・離婚、養子縁組、慰謝料請求などの手続き等に関する事
- ・借地、借家に伴うトラブルや契約書類の作成など
- ・成年後見に関する事（「老後の財産管理をどうしたらよいか」など）
- ・土地の境界、測量に関する事（「境界標がなくて困っている」など）
- ・年金に関する事
- ・社会保険、労働保険の適用条件、手続きなど
- ・労働問題に関する事
- ・相続税及び贈与税などの国税に関する事
- ・家のリフォームや修理に関する事（点検の時期はいつがよいの？修理の目安は？）
- ・国、県、市（国からの委託事業）などへの苦情、意見、要望（道路、河川、環境など）



### ～まずは、ご連絡を！～

現在のお困りの問題が、相談会で解決できることか、どの相談員に相談したらよいかご不明な場合も、お気軽にお問合せください。  
相談概要をうかがい、適切な専門相談員や相談窓口をお伝えします。

- 相談員 司法書士（神奈川県司法書士会厚木支部会員）  
行政書士（神奈川県行政書士会秦野伊勢原支部会員）  
社会保険労務士（神奈川県社会保険労務士会平塚支部会員）  
土地家屋調査士（神奈川県土地家屋調査士会湘南第二支部会員）  
税理士（東京地方税理士会平塚支部会員）  
行政相談委員  
はだの地域福祉総合相談センター『きやっち。』  
秦野市住宅相談所運営協議会

**【問い合わせ 市役所市民相談人権課 ☎(82)5128】**

### ★特設相談会のおすすめポイント★

- ◎1日で、複数の専門相談を受けることができます！（例えば、相続の手続きと相続税の相談を）
- ◎土曜日の開催なので、ご夫婦や親子で一緒に相談を受けることもできます。（平日だと、仕事を休まないと相談できない。一人じゃ不安だな・・・）